

一九五四年四月十日 (週二回) 行 火 金  
第三種郵便物認可

# 公 報

第七十号  
一九五七年  
八月三十日

目 次	ページ
立 法	1
規 則	
○政府立公園法 (第五十六号)	1
○公衆浴場法施行規則の一部を改正する規則 (第七六号)	4
○獣医師免許審議会規則 (第七七号)	5
○銃砲刀剣類輸入販売取締法施行規則の一部を改正する規則 (第七八号)	5
○狩猟法施行規則の一部を改正する規則 (第七九号)	6
○行政事務部局職員定数規則の一部を改正する規則 (第八〇号)	6
告 示	
○起電機運転士免許試験を実施する件 (第一四一号)	6
○購入肥料補助金交付規程の一部を改正する告示 (第一四二号)	6
公 告	
○計量器定期検査の口時、場所及び区域を定める件	8
○登記公告 (前原、宜野座)	8
命 令	
○内政局長 重剛	7
○確定申告書の提出期限に関する件 (告示第二二二号)	8
○保税倉庫の許可期間の更新に関する件 (告示第二四号)	8
○医療機関を指定する件 (第一四二号)	7
○刊行物を刊行する件 (第一四四号)	7
○建設業者の変更を登録した件 (第一四五号)	7
○建設業者の登録を抹消した件 (第一四六号)	7
○政府認定道路の供用を開始する件 (第一四七号)	7

○裁判所  
正 誤  
一九五七、七、三公報号外  
二三、保管金の取扱に關する立法 (立法第二〇号) 中訂正  
一九五七、八、二公報六二  
市町村交付税法 (立法第三八号) 中訂正  
一九五七、八、一三、公報  
六五、蹴球弁護士会入籍擁護委員会に対する補助金交付規程 (告示第一三三号) 中訂正  
9

立 法  
立法院の議決した政府立公園法に署名し、ここに公布する。  
一九五七年八月三十日  
行政主席 当閣 重剛  
○立法第五十六号  
政府立公園法  
(目 的)  
第一条 この立法は、政府立の公園を  
設定して、琉球の史跡及び代表的景  
勝地の保護開発を図り、もつて住民  
の保健、休養及び教化並びに一般観  
光客の誘致に寄与することを目的と  
する。  
(政府立公園の指定)  
第二条 政府立公園は、行政主席が、  
政府立公園審議会の意見を聞き、区  
域を定めて指定する。  
(計画及び事業の定義)  
第三条 この立法で「政府立公園計  
画」とは、政府立公園の保護又は利  
用に關する統制及び施設の計画をい  
い、「政府立公園事業」とは、政府  
立公園計画に基づいて行う事業で、道  
路、広場、苑地、運動場、野営場、  
宿舎その他規則で指定する施設に關  
するものをいう。  
(計画及び事業の決定)  
第四条 政府立公園計画及び政府立公  
園事業は、行政主席が、政府立公園  
審議会の意見を聞いて決定する。  
(事業の執行)  
第五条 政府立公園事業は、政府が行  
う。  
2 公共団体は、行政主席の承認を受  
けて、政府立公園事業の一部を行う  
ことができる。  
3 政府又は公共団体以外の者は、規  
則の定めるところにより、行政主席  
の特許を受けて、政府立公園事業の  
一部を行うことができる。  
(事業の執行に要する費用)  
第六条 政府立公園事業に要する費用  
は、政府が行う場合は政府、公共団  
体が行う場合はその公共団体、それ  
以外の者が行う場合はその者の負担  
とする。  
2 政府が、政府立公園事業を行う場  
合において、行政主席が特別の事由  
があると認めるときは、その事業を

行うために要する費用の一部を公共  
団体に負担させることができる。

3 政府以外の者が政府立公園事業を  
行う場合において、行政主席が適当  
と認めるときには、政府はその費用  
の一部を補助することができる。  
(施設の管理)

第七条 政府立公園事業によつて生じ  
た施設は、その事業を行つた者が管  
理する。

2 行政主席は、特別の事由があると  
認めるときは、公共団体を指定し、  
政府の行う政府立公園事業によつて  
生じた施設の管理を委任することが  
できる。

3 前二項の規定は、他の立法によつ  
て管理者を定めた場合には、適用し  
ない。

4 第一項及び第二項の規定による管  
理の費用は、政府が管理する場合は  
政府、公共団体が管理する場合はそ  
の公共団体、それ以外の者が管理す  
る場合はその者の負担とする。  
(受益者負担及び原因者負担)

第八条 政府立公園事業によつて利益  
を受ける者があるときは、政府又は  
公共団体は、その者に、利益を受け  
る限度において、政府立公園事業の  
執行又は政府立公園事業によつて生  
じた施設の管理に要する費用の全部  
又は一部を負担させることができ  
る。

2 政府又は公共団体が行う政府立公  
園事業に関する工事が他の工事によ

つて必要を生じたものであるとき  
は、その費用は工事の必要を生じた  
程度でその原因である工事の費用負  
担者に負担させることができる。  
(占用料及び使用料)

第九条 政府又は公共団体が管理する  
政府立公園の施設について占用又は  
使用を許可するときは、その管理者  
は占用料又は使用料を徴収すること  
ができる。ただし、第七条第三項の  
規定の適用がある場合は、この限り  
でない。

第十条 行政主席は、政府立公園の風  
致維持のため、政府立公園計画に基  
いて、その区域内に特別地域を指定  
することができる。

2 特別地域内で次の各号の一に該当  
する行為をしようとする者は、行政  
主席の許可を受けなければならな  
い。ただし、規則で許可を要しないと  
規定したときは、この限りでな  
い。

一 工作物の新築、改築、増築又は  
修理

二 土石の採掘又は砂利の採取

三 木竹の伐採

四 広告物、看板その他これに關す  
る物件の設置又は貼布

五 水位又は水量の増減を来す行為

3 前項の規定による許可を受けるこ  
とができないため、損害を受けた者  
に対しては、通常生ずべき損害に限  
り、政府が補償する。

4 特別地域内の山林に対しては、地  
料その他の公課を免除することがで  
きる。  
(特別保護地区)

第十一条 行政主席は、特別地域内で  
特に景観維持のため必要があると認  
めるときは、政府立公園計画に基い  
て、特別保護地区を指定することが  
できる。

2 特別保護地区内で、次の各号の一  
に該当する行為をしようとする者  
は、行政主席の許可を受けなければ  
ならない。ただし、規則で許可を要  
しないと規定したときは、この限り  
でない。

一 前条第二項各号に掲げる行為

二 開墾、植栽その他地質の変更

三 物件の堆積

四 家畜の放牧

五 焚火又は火入

六 爆竹物又は容易に燃焼する物件  
の貯蔵

七 琉球に産する學術研究上重要な  
生物の捕獲又は採取

3 前条第三項の規定は、前項の規定  
による許可を受けることができない  
ため損害を受けた者に準用する。  
(許可の条件)

第十二条 行政主席は、第十条第二項  
及び前条第二項の許可には、条件を  
つけることができる。  
(禁止及び制限等)

第十三条 行政主席は、政府立公園の  
保護又は利用のため必要があると認

めるときは、その区域内で一定の行  
為を禁止し、若しくは制限し、又は  
必要な措置を命ずることができる。  
2 前項の規定によつて、一定の行為  
を禁止され、又は措置を命ぜられた  
ため損害を受けた私人に対しては、  
通常生ずべき損害に限り、政府が補  
償する。

3 政府は、第一項の規定により、一  
定の行為を著しく制限せられたた  
め、損害を受けた私人に対し、その  
損害を補償することができる。  
(補償金額の決定)

第十四条 第十条第三項、第十一条第  
三項並びに前条第二項及び第三項の  
規定による補償金額は、行政主席が  
決定する。その決定に対して不服の  
ある者は、その通知を受けた日から  
三箇月以内に裁判所に出訴すること  
ができる。  
(原状回復命令)

第十五条 行政主席は、第十条第二項  
(第十七条第二項の規定により準用  
する場合を含む。)若しくは第十一  
条第二項の規定、第十二条の規定に  
より許可に附した条件又は第十三条  
第一項の処分違反した者に対し原  
状回復を命ずることができる。  
(調査のための立入)

第十六条 政府立公園に關し、実施調  
査のため必要があるときは、市町村  
長の許可を得て、他人の土地に立ち  
入り、目標を設置し、又は障害物を  
除却することができる。ただし、

政府は市町村長に通知してこれを行うことができる。

2 前項の場合において市町村長は、あらかじめその旨を上述の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3 第一項の場合において通常生ずべき損害は、その行為をした者が補償しなければならない。

4 前項の規定による補償金額について、協議が調わず、又は協議をすることができないときは、規則の定めるところにより許可をした市町村長が裁定する。その裁定に対して不服のある者は、その通知を受けた日から三箇月以内に裁判所に出訴することができる。

5 前項の訴においては、補償の当事者の一方を被告とする。

6 第十四条の規定は、第三項の規定により政府が行う補償について準用する。

(政府立公園に準ずる区域)

第十七条 行政主席は、風景地の保護又は利用のため、あらかじめ市町村に諮り、政府立公園審議会の意見を聞いて政府立公園に準ずる区域を指定することができる。

2 第十条第二項、第十二条及び第十四条の規定は、規則の定めるところにより、前項の規定により指定された区域に準用する。

第十八条 (政府立公園審議会の設置及び権限) 行政主席の諮問に依じて、

政府立公園に関する重要事項を調査審議するため、政府に政府立公園審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、政府立公園に関する重要事項について、行政主席に意見を具中することができる。

(組 織)

第十九条 審議会は、委員十一名をもつて組織する。

2 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理する。

4 審議会は、あらかじめ委員のうちから、会長に事故がある場合に会長職務を代行する者を定めておかなければならない。

5 審議会の委員は非常勤とする。

(委員の任命)

第二十条 委員は、広い経験と高い識見を有する者のうちから、行政主席が立法院の同意を得て任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において立法院の同意を得ることができないときは、行政主席は、前項の規定にかかわらず、立法院の同意を得ないで、委員の任命を行うことができる。

3 行政主席は、前項の規定により委員を任命したときは、任命の後最初に招集される立法院において、当該委員の任命について、立法院の承認を求めなければならない。立法院の承認が得られなかったときは、行政

主席は、第二十二條の規定にかかわらず、当該委員を選滞なく罷免しなければならない。

4 次の各号の一に該当する者は、委員であることができない。

一 立法院議員又は市町村の議会の議員

二 政黨の役員

(委員の任期)

第二十一条 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(委員の補免)

第二十二条 行政主席は、委員が心身の故障のため職務を行うことができなると認められる場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合は、立法院の同意を得て、これを罷免することができる。

(訴 願)

第二十三条 この立法又はこの立法に基く規則に規定した事項について、行政主席のなした処分に不服のある者は、訴願することができる。

(政府の徴収金)

第二十四条 この立法に規定する政府の徴収金は、租税徴収法(一九五二年立法第五十九号)の例により徴収することができる。ただし、先取特権の順位は、租税に次ぐものとする。

(権限の委任)

第二十五条 行政主席は、規則の定めるところにより、この立法に規定した権限の一部を市町村長に委任することができる。

(施行規定)

第二十六条 この立法の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

(罰 則)

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は四千円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十七条第二項)の規定により準用する場合を含む。( )の規定又は同項の許可に附した条件に違反した者

二 第十一条第二項の規定又は同項の許可に附した条件に違反した者

2 第十三条第一項の命令又は処分に違反した者は、二千円以下の罰金に処する。

(罰則規定)

第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

この立法は、一九五八年七月一日から施行する。

規 則

○規則第七十六号

公衆浴場法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九五七年八月三十日

行政主席 当間 重剛

公衆浴場法施行規則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行規則(一九五三年規則第八十号)の一部を次のように改正する。

第一条に「(営業許可申請)」の見出しを加える。

第一条中「(一九五三年立法第三十七号)」を「(一九五三年立法第三十七号。以下「法」という。)」に改める。

第一条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 起工及び竣工期日

第一条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項による許可申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 営業施設を中心とした半径三百メートル以内の見取図
- 二 営業施設の図面
- 三 敷地が他人の所有であるときは、所有者の承諾書
- 四 従業者の健康診断書

3 公衆浴場を借り受け若しくは譲り受け又は相続によつて公衆浴場を経営しようとするものは、第一項第一号から第四号までの事項を記載した申請書に、前項第三号、第四号に規定する書類及び許可証を添えて行政主席に提出し、許可証の書換えを受けなければならない。

第一条の次に次の二条を加える。  
(営業の許可不許可)

第一条の二 行政主席は、前条の許可を与えたときは、公衆浴場営業許可証(別記様式第一号)を交付し、許可を与えないときは、その旨を公衆浴場営業不許可通知書(別記様式第二号)を以て通知する。

2 法第二条第四項に規定する公衆浴場設置の場所の配置基準は、市においては既設浴場との直線最短距離は、二百メートル以上とし、その他の町村においては三百メートル以上とする。

3 行政主席は、土地の状況等により、公衆浴場の配置の適正を欠かないと認めるときは、前項の距離を緩和することができる。  
(営業開始の届出)

第一条の三 公衆浴場の工事がし、ゆん、工したときは、行政主席に届出で認可を受けなければ、これを使用してはならない。

2 行政主席は、前項の工事し、ゆん、工届を受理したときは、許可の内容と相違の有無を調査の上、使用認可をしなければならぬ。  
第二条に「(変更届)」の見出しを加える。

同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第一条第一項第三号及び第四号の事項を変更しようとするときは、関係書類(第三号の変更については、第一条第一項第三号カツコ内の該当事項を記載した書類、第四号の変更については、構造設備及び図面)を添付しなければならない。

第三条に「(公衆浴場について請うべき措置)」の見出しを加え、同条第十二号中「沐浴を設け、」を「シャワーを設け、」に、同条第十四号中、「湯をけ及び小をけ並びに」を「洗面用器及び一人用」に、同条第十八号中、「痰つば」を「紙屑入」にそれぞれ改める。

第五条の次に次の一項を加える。  
2 前項第五号に規定する湯水は、公衆衛生上有害なものであつてはならない。

第七条に「(環境衛生監視員)」の見出しを加える。  
第七条中、「指導員」を「監視員」に改める。

第八条を第九条とし第七条の次に次の一条を加える。  
(手数料)

第八条 法第二条第一項の規定により許可申請をするときは又は附則第二項の規定により許可証の書換えを受けるときは、手数料として次に掲げる額に相当する収入印紙を許可申請書にち、よう、付して納めなければならない。

一 新規許可申請を行うとき 八百円

二 名称変更の許可申請を行うとき 八百円

三 継続更新許可申請を行うとき 五百円

2 前項により納めた手数料は、これを返さない。

3 継続更新許可の取扱は、営業許可の有効期日から十四日以上を経過したのものについては、これを適用しない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、一九五七年八月二十五日から適用する。

2 公衆浴場法の一部を改正する立法(一九五七年立法第三十二号)附則第三項に該当するものは、第一条第一項各号に規定する事項を記載した届出書に、同条第二項に規定する書類及び許可証を添えて行政主席に提出し、許可証の書換えを受けなければならない。

3 行政主席は、前項の届出書を受理したときは、別記様式第一号の公衆浴場営業許可証を交付する。

4 この規則施行の際、現に許可を受けて営業中の公衆浴場の施設で、行政主席が、衛生上著しく支障があると認めるときは、期日を指定して施設の改善を命ずることがある。

別記様式第一号

第 号  
公衆浴場営業許可証

本 籍  
住 所

氏 名  
生 年 月 日

- 一 公衆浴場の所在地
- 二 公衆浴場の名称
- 三 公衆浴場の種類
- 四 許 可 年 限

年 月 日付で申請のあった浴場営業については、これを公衆浴場法第二条によつて許可します。

年 月 日

琉球政府行政主席名

印

別記様式第二号

社公第 号

公衆浴場営業不許可通知書

住 所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)

申請人氏名 (法人にあつてはその名称及び代表者)

年 月 日付で申請の公衆浴場営業許可願について

は左記の理由で許可は与えられないから通知します。

記

年 月 日

琉球政府行政主席名

印

○規則第七十七号

獣医師法(一九五二年立法第二十一号)第二十六条の規定に基き、獣医師免許審議会規則を次のように定める。  
一九五七年八月三十日

行政主席 当間 重剛

獣医師免許審議会規則

(任 期)

第一条 獣医師免許審議会(以下「審議会」という。)の委員のうち獣医師が組織する団体を代表する者及び学識経験がある者につき委嘱されたものの任期は二年とし、これに欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、非常勤とする。

(会 長)

第二条 審議会の会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第三条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことが出来ない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶 務)

第四条 審議会の庶務は、経済局畜産課において処理する。

(旅費及び手当)

第五条 審議会の会議に出席した委員に対しては、別に定めるところにより旅費及び手当を交付することができる。

(雑 則)

第六条 この規則に定めるものの外、審議会の運営に関し必要な事項は審議会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○規則第七十八号

銃砲刀剣類輸入販売取締法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
一九五七年八月三十日

行政主席 当間 重剛

銃砲刀剣類輸入販売取締法施行規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類輸入販売取締法施行規則(一九五三年規則第百十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号を次のように改める。

- 一 狩猟、有害鳥獣駆除、屠殺、漁業又は建設業若しくは人命救助の用途に供する銃砲又は刀剣類。ただし左の各号の一に該当するものを除く。
- イ 変装した銃砲又は刀剣類
- ロ 砲腔又は銃腔内に溝旋がある銃砲

附 則

この規則は、一九五七年九月二十八

日から施行する。

○規則第七十九号

狩猟法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九五七年八月三十日

行政主席 当間 重剛

狩猟法施行規則の一部を改正する規則

狩猟法施行規則(一九五三年規則第百十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号を次のように改め、同条第二項を削る。

一 銃器

装薬銃、空気銃その他ガス力により弾丸を発射する銃器

第六条見出し中「及び狩猟登録」、同条中「又は狩猟登録」及び同条第一号中「場合にあつてはその」を削る。

第七条第一項中「狩猟免許にあつては」及び「狩猟登録にあつては五百円」を削る。

第八条中「申請書三通」を「申請書二通」に、「書面二通」を「書面一通」に改める。

第十条中「狩猟登録」を削る。

第十一条中「狩猟登録票」を削る。

第三十二条第二号を次のように改める。

二 罰則

附 則

この規則は、一九五七年九月二十八

日から施行する。

○規則第八十号

行政事務部局職員定数規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九五七年八月三十日

行政主席 当間 重剛

行政事務部局職員定数規則の一部を改正する規則

行政事務部局職員定数規則(一九五五年規則第九十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区 分	定 数
行政主席官房	八七人
内 政 局	五七〇人
文 教 局	五七三人
社 会 局	一、四七六人
経 済 局	六七四人
工 務 交 通 局	九七二人
法 務 局	五八一人
警 察 局	一、四八〇人
勞 働 局	一七七人
企画統計局	一六八人
宮古地方庁	五四八人
八重山地方庁	五〇人
検 察 庁	一三二人
合 計	七、八七二人

附 則

この規則は、公布の日から施行し、一九五七年七月一日から適用する。

告 示

○告示第四百十一号

労働安全衛生規則第四十七条第一項及び第三百七十六条の規定により、起重機運転上免許試験を左記のとおり実施する。

区分	科 目	日 時	備 考
一、試験場 那覇(教職員会館)	起重機の構造	自 午前九時三〇分 至 午前十一時三〇分	学科試験合格者に対し通知する。 (半身脱帽名刺型、申請前六ヶ月以内に撮影したもの)を添えて提出すること。
	起重機の運転に必要な知識 電氣又は原動機に関する知識	自 午前十一時四十五分 至 午後一時〇〇分	
	応用力学の概要、起重機に関する法令	自 午後二時三〇分 至 午後四時十五分	
二、受験資格 満十八才以上の男子	試験の点検 検査の要領 重量の目測、玉掛け作業		

一九五七年八月三十日

行政主席 当間 重剛

記

一、学科試験期日  
一九五七年九月十八日(水)

一、実技試験期日  
学科試験合格者に対し通知する。  
一、試験科目及び時間

○告示第四百十二号

購入肥料補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。  
一九五七年八月三十日

行政主席 当間 重剛

購入肥料補助金交付規程の一部を改正する告示

購入肥料補助金交付規程(一九五四

年告示第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号の「別表運賃表」を次のように改める。

陸上及び海上運賃表(十貫一袋当り)

区別	運賃	市町村名
一	一五、〇〇	伊江村、国頭村
二	二三、〇〇	大宜味村、東村、屋我地村、上本部村、本部町、今帰仁村、久志村
三	一〇、〇〇	恩納村、羽地村、名護町、宜野座村、金武村
四	七、〇〇	恩納村、石川市、与那城村、慶連村
五	五、〇〇	具志川村、読谷村、美里村、コザ市、鷲手納村、北谷村、北中城村、三和村
六	三、〇〇	中城村、宜野湾村、具志頭村、玉城村、知念村、佐敷村、糸満町、兼城村
七	二、〇〇	西原村、与那原町、高嶺村、東風平村、大里村、南風原村、豊見城村、浦添村、真和志市、那覇市
八	二五、〇〇	伊平屋村、伊是名村、仲里村、具志川村、粟国村、渡嘉敷村、慶間味村、渡名喜村
九	三〇、〇〇	石垣市、大浜町
一〇	四六、〇〇	南大東村、北大東村
一一	二三、〇〇	平良市、下地町、城辺町、上野村
一二	二八、〇〇	伊良部村
一三	四三、〇〇	多良間村
一四	五〇、〇〇	竹富町
一五	六〇、〇〇	与那国町

附 則

この告示は、公布の日から施行し、一九五七年七月一日から適用する。

○告示第百四十三号

生活保護法(一九五三年立法第五十五号)第四十九条第二項の規定によ

り、医療機関を次のとおり指定する。

一九五七年八月三十日

行政主席 当間 重剛

医科の部

名 称	診療科名	医師氏名	所 在 地
当山 医院	内科、小児科	当山 堅一	那覇市牧志町二丁目二〇八の二
大田 医院	産 婦人科	大田 為雄	コザ市越来三〇〇

○告示第百四十四号

統計法施行規則(一九五四年規則第七十五号)第五条第二項の規定に基

き、

一、一九五五年臨時国勢調査結果報告

名 称

二、琉球統計年鑑

○告示第百四十五号

建設業法(一九五五年立法第二十三号)第十二条第一項及び第二項の規定に基き、建設業者の変更を左記のとおり登録した。

一九五七年八月三十日

行政主席 当間 重剛

登録番号 (イ)第弐四号

商号又は名称 新 新公建設

旧 新垣組

建設業者氏名 新垣 公盛

営業所の所在地 真和志市安里二区二班

○告示第百四十六号

建設業法第十四条第一項第一号の規定に基き、左記のとおり建設業者の登

その他の刊行物を次のとおり刊行す

一九五七年八月三十日

行政主席 当間 重剛

発行年月日

一九五七年六月三十日

一九五七年七月三十一日

録を抹消した。

一九五七年八月三十日

行政主席 当間 重剛

登録番号 (イ)第参七四号

登録年月日 一九五七年二月八日

商号又は名称 南城組

営業所の所在地

真和志市天久区九〇二番地

建設業者氏名 金城 幸助

○告示第百四十七号

道路法施行規則(一九五三年規則第五十一号)第八条に基き、政府認定道路の使用を左記により開始する。

一九五七年八月三十日

行政主席 当間 重剛

沖 縄 供 用 開 始

路線名	終起 点	今回供用開始区間	既供用開始区間
八号線	具志川村字安慶名 具志川村字太田	全線	ナ シ
新里線	佐敷村字新里 佐敷村字新里	全線	ナ シ
三号線	那覇市字榮原 三和村喜屋武	自那覇市字榮原 至豊見城村字仲地	自豊見城村字仲地 至三和村字喜屋武
運天港仲宗根線	今帰仁村運天港 (字下運天) 今帰仁村字仲宗根	自今帰仁村運天港 (字下運天) 至今帰仁村字上運天	自今帰仁村字上運天 至今帰仁村字仲宗根
宮古	以上	四ヶ線	

路線名 終起 点 今回供用開始区間 既供用開始区間

平良狩俣線 平良市宮古地方  
平良市字狩俣(小  
字西の浜) 自平良市字狩俣  
至平良市字狩俣(小  
字西の浜) 以上

内 政 局 告 示

○内政局告示第二十三号

所得税法第三十八條第五項及び同法施行規則第五十三條の規定に基いて一九五三年七月琉球列島米国民政府布令第一一四号所得税法補則第六條イ項に規定する確定申告書の提出期限を一九五七年度分の所得税の確定申告書に限り一九五七年九月十五日迄とする。

一九五七年八月二十三日  
内政局長 宮里 勝

○内政局告示第二十四号

税関手続法第三十條第三項の規定に

より次のとおり告示する。

一九五七年八月三十日

内政局長 宮里 勝

保税倉庫の許可期間の更新

一、住所 那覇市西新町三丁目一丁目

地 氏名 平敷 慶久

二、保税倉庫の名称

琉球中央倉庫株式会社第七号倉庫

所在地 那覇市西新町三丁目一丁目

三、更新した期間

自一九五七年七月二十八日

至一九五八年七月二十七日の一年

公 示

計量法第百十八條の規定に基いて、

検 査 日 時

自十月一日	午後九時から
自十月四日	午後四時まで
自十月七日	"
自十月十日	"
自十月十四日	"
自十月十五日	"
自十月十八日	"
自十月二十一日	"
自十月二十五日	"
自十月二十八日	"
自十月三十一日	"
自十一月一日	"
自十一月四日	"
自十一月七日	"
自十一月十日	"
自十一月十三日	"
自十一月十五日	"
自十一月十八日	"
自十一月二十日	"
自十一月二十一日	"
自十一月二十二日	"
自十一月二十五日	"
自十一月二十六日	"
自十一月二十七日	"
自十一月二十八日	"

計量器定期検査の日時、場所及び区域を次のとおり定める。

一九五七年八月二十日

行政主席 当間 重剛

検査場所 検査区域

石川市役所	石川市一円
具志川村役所	具志川村一円
勝連村役所	勝連村一円
読谷村役所	読谷村一円
コザ市役所	コザ市一円
美里村役所	美里村一円
与那城役所	与那城村一円
宜野湾村役所	宜野湾村一円
嘉手納村役所	嘉手納村一円
中城村役所	中城村一円
浦添村役所	浦添村一円
西原村役所	西原村一円
北谷村役所	北谷村一円
北中城村役所	北中城村一円

一、支配人の氏名住所

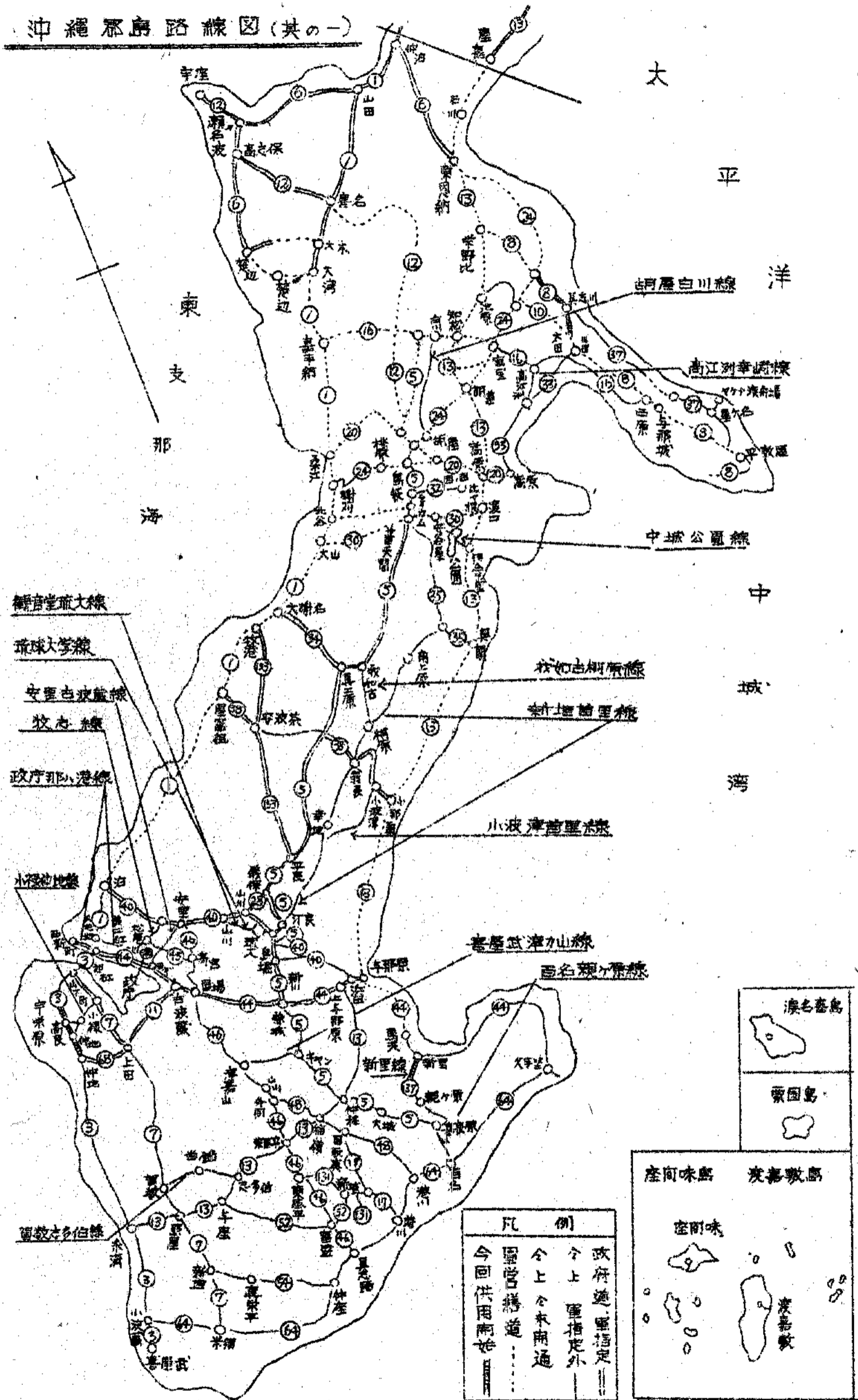
中頭郡具志川村字安慶名百式拾七番地

公 告

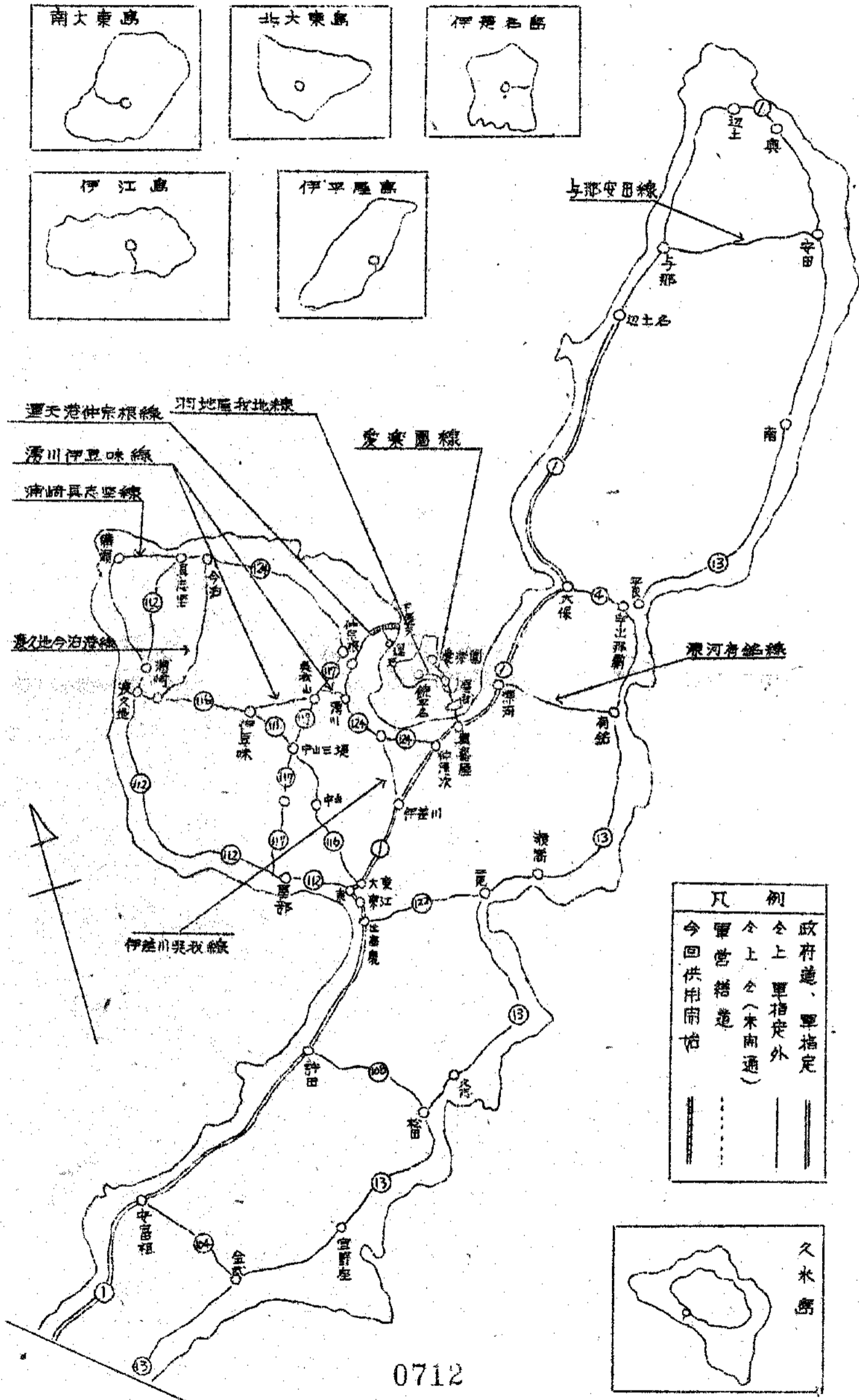
○支配人選任登記公告



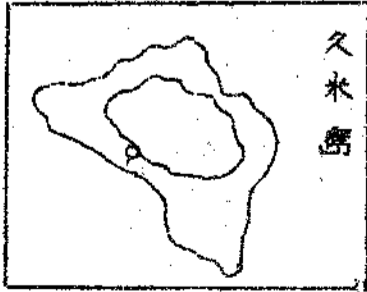
沖縄那覇路線図(其の一)



沖繩郡島路線図(其の二)



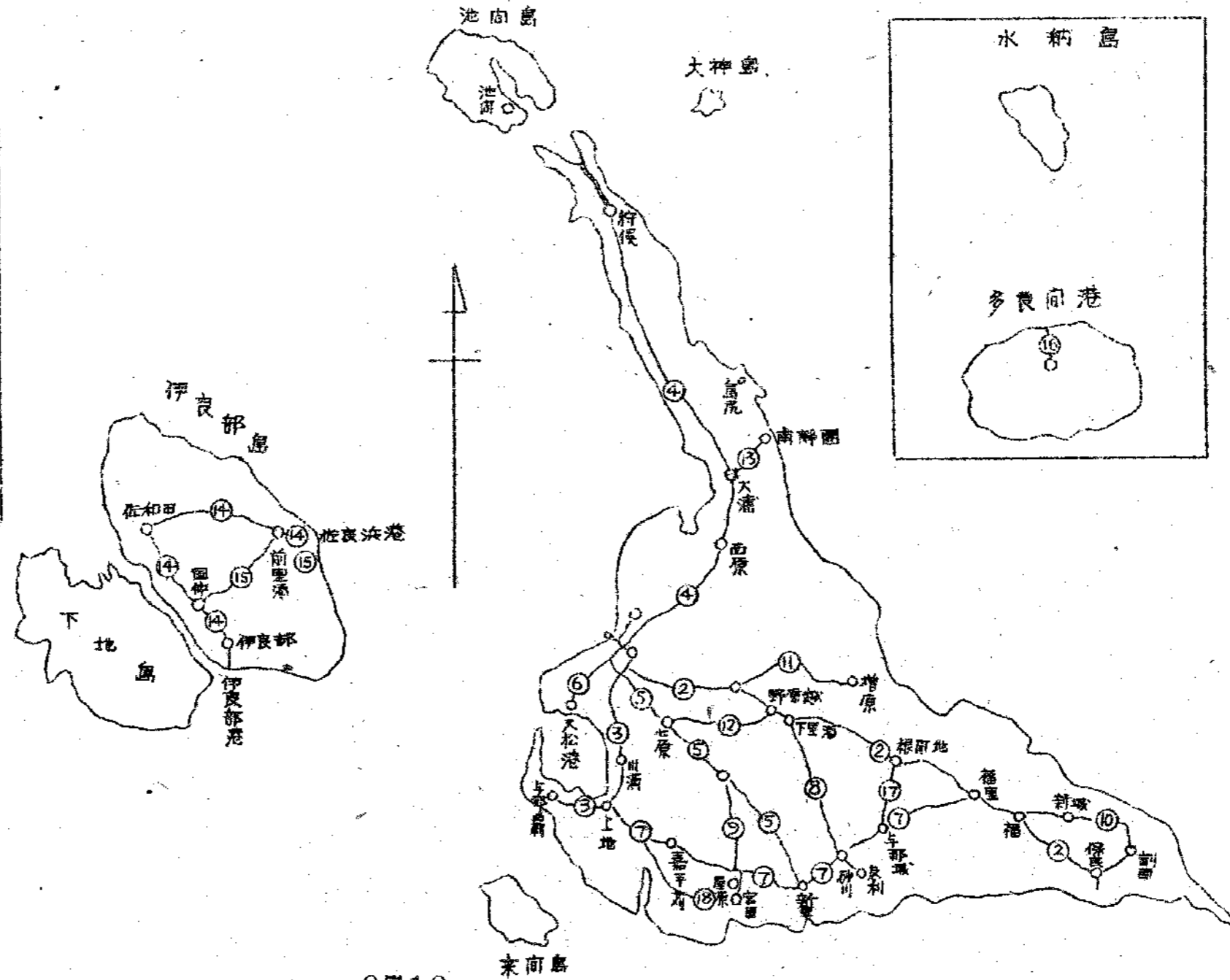
凡	例
政府道、軍指定	——
今上、今(未開通)	----
軍營繕道	.....
今回供用開始	———



### 宮古郡島路線図

符号	路線名
1	宮古張水港線
2	平良保良線
3	平良与那覇線
4	平良狩俣線
5	平良新里線
6	平良久松港線
7	城辺下地線
8	友利線
9	宮国線
10	福里保良線
11	鏡原福原線
12	野原越七原線
13	南静園線
14	伊良部港佐良港線
15	国仲佐良港線
16	多良間多良間港線
17	根間地与那城線
18	嘉手苺原線

凡例	
政府道	軍指定
全上	軍指定外
全上(未用通)	
軍管轄道	
今回供用開始	



瑞慶山良幸

一、主人の氏名住所  
那覇市松尾百七拾参番地  
株式会社 沖繩相互銀行  
一、登記の事由  
一九五七年七月二十七日取締役会の決議に依り支配人を選任した。  
右一九五七年八月二十二日登記  
前原登記所

合資会社解散登記公告

一、商号 菊水自動車合資会社  
一、本店 中頭郡与那城村字与那城百貳拾壹番地  
一、登記の事由  
一九五七年三月二十日(付) 総社員員の同意により解散した。  
右一九五七年八月二十二日登記  
前原登記所

株式会社支店設立登記公告

一、商号 株式会社沖繩相互銀行  
一、本店 那覇市字松尾百七拾参番地  
一、登記の事由 春九五七年八月廿日 中頭郡具志川村字安慶名百貳拾七番地に支店を設立したるに付左記事項を登記した。  
記

一、商号 株式会社沖繩相互銀行  
一、本店 那覇市字松尾百七拾参番地  
一、支店 中頭郡具志川村字安慶名百貳拾七番地  
那覇市辻町壹丁目六拾七番地  
八重山郡石垣町字大川貳百四番地

那覇市牧志町壹丁目七百八拾九番地の参

コザ市字安慶田九拾貳番地  
国頭郡名護町字名護四百貳拾五番地  
中頭郡嘉手納村字嘉手納貳百九拾七番地の式  
中頭郡宜野湾村字普天間五百七拾番地  
一、目的  
一 一定の期間を定めその中途又は満了のときにおいて一定の金額の給付をすることを約して行ふ当該期間内における掛金の受入  
二 預金又は定期積立の受入  
三 資金の貸付又は手形の割引  
四 有価証券貴金属その他の物品の保護預り  
五 有価証券の払込金の受入又はその元利金若しくは配当金の支払の取扱  
右に附随する業務を営む  
一、設立年月日  
春九五七年七月拾拾日  
一、資本の総額 金五百万円也  
一、各株の金額 金五百円也  
一、各株に付払込みたる株金額 五百円也  
一、公告をなす方法  
那覇市に於いて発行する琉球新報及び沖繩タイムスに掲載する。  
取締役の氏名及び住所  
那覇市牧志町一丁目貳百拾五番地

具志頭徳助

那覇市字松尾六拾九番地  
伊波 興光  
那覇市牧志町貳丁目六百四拾参番地  
新里 雅直  
国頭郡名護町字名護四百貳拾参番地  
湖城 其章  
一、代表取締役の氏名  
具志頭徳助  
伊波 興光  
新里 雅直  
湖城 其章  
一、監査役の氏名及び住所  
那覇市美栄橋町式丁目参拾七番地  
石川 逢馬  
国頭郡名護町字名護千六百四拾九番地  
岸本 久幸  
右春九五七年八月貳拾壹日登記  
前原登記所

金武村伊芸区参班

一、春九五七年式月拾貳日通達に因り本店を左の通り変更す。  
本店 国頭郡金武村字伊芸拾七番地  
右春九五七年八月貳拾日登記  
宜野座登記所

裁判所

裁判所書記官 漢那 安昌  
一級一般事務取に昇任させる  
十級二号俸を給する  
一九五七年八月五日  
正 誤

合資会社金武運送

一、商号 合資会社金武運送  
一、本店 那覇市字松尾百七拾参番地  
一、支店 中頭郡具志川村字安慶名百貳拾七番地  
一、登記の事由 春九五七年八月廿日 中頭郡具志川村字安慶名百貳拾七番地に支店を設立したるに付左記事項を登記した。  
記

一、商号 合資会社金武運送  
一、本店 那覇市字松尾百七拾参番地  
一、支店 中頭郡具志川村字安慶名百貳拾七番地  
一、登記の事由 春九五七年八月廿日 中頭郡具志川村字安慶名百貳拾七番地に支店を設立したるに付左記事項を登記した。  
記

<p>発行所 行政主席官房文書課 (中丸印刷所印行)</p>